

(事例 7 3) 46 歳男性契約社員、運転業務、糖尿病コントロール不良のため就業禁止

類型	症候	疾患
2	1. 高血糖	9. 糖尿病

きっかけ	<input type="checkbox"/> 健康診断の有所見	<input checked="" type="checkbox"/> その他の機会
<p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴 46 歳 男性 特記事項なし</p> <p>2) 業種、作業内容 クレーン運転業務、重量物作業有、3 カ月ごとの契約社員</p>		
<p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など 空腹時血糖 322 mg/dl, HbA1c 18.5%, BP 125/87mmHg</p>		
<p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など 就業禁止</p>		
<p>4. 事例の詳細 (背景、経緯、特に考慮した事情など)</p> <p>平成 x 年の健診で HbA1c 11.8%と高値で臨床主治医を紹介し治療導入。平成 x+1 年の健診でも HbA1c13.4%と高値であったため、再面談。自己中断されていたことが確認されたので、産業医面談を行い、すぐに主治医に受診をしてもらいインスリン導入となった。その時点で「治療継続を前提として就業可能」という就業判定を行った。その後、低血糖発作等の出現の有無、治療継続されているかを目的としてフォローアップを行った。面談では、毎月治療結果について報告を求めた。検査結果データについて、HbA1c7.5%程度、インスリン 2 回打ちを継続しているということをお口頭で報告を受けていた (計 8 回)。平成 x+2 年の定期健康診断で FPG322mg/dL、HbA1c18.5%と異常高値であったため、緊急産業医面談。これまでの口頭報告はすべて虚偽で主治医の受診は 1 回しかしていないことが判明した。本人の了解を得て上司、人事に状況を説明。業務がクレーン運転に限定された契約内容であったことから、現在の就業を続けたら周囲を巻き込む事故を引き起こす恐れがあった。本人に説明し同意を頂いた上、「主治医の就業可能の紹介状が出るまで就業禁止」とした。その後、面談を繰り返したが、毎回「すぐに受診します」と返答があるのみで、実際は一度も主治医を受診することがないまま契約期間満了となった。</p>		
<p>5. 就業制限・配慮の主な目的 (複数回答可)</p> <p>2 企業リスクが予見されたため (交通事故、公衆災害の発生など)</p>		
<p>6. 就業制限を実施するにあたって注意したこと、阻害要因、問題点などあれば教えてください。</p>		